

財団法人 静岡県社会福祉事業共済会
寄 附 行 為 (設立当初)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人静岡県社会福祉事業共済会（以下「この法人」という。）と
いう。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を静岡県静岡市曲金 594 の 5 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、静岡県内の社会福祉法人等の経営する民間社会福祉施設（以下「社
会福祉法人等」という。）に勤務している職員の処遇並びに資質の向上をはかり社会福祉事
業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 社会福祉法人等に勤務する職員で社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和 36 年法律
第 155 号）による被共済職員（以下「職員」という。）であるものが、退職した場合に
退職手当金を給付する事業
- (2) 職員に対する福利厚生事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の財産は次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 社会福祉法人等の納付金及び負担金
- (3) 補助金及び寄附金品
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(納付金)

第 6 条 この法人の行う事業の対象となろうとする社会福祉法人等は納付金を納めなけれ

ばならない。

2. 項前の納付金の額は、財団法人静岡県社会福祉事業共済会運営規則(以下「運営規則」という。)で定める。

(負担金)

第 7 条 この法人の行う事業の対象となった社会福祉法人等は、運営規則に定める負担金を払い込まなければならない。

(資産の種類)

第 8 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は次に各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録のうち基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付又は補助された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3. 運用財産は前項に掲げる基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 9 条 この法人の資産は、会長が管理しその方法は理事会の議決により定める。

2. 基本財産のうち現金は信託会社に信託し又は確実な金融機関に預け入れて保管しなければならない。

(基本財産の処分等の制限)

第 10 条 基本財産はこれを処分し又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ主務官庁の許可を受けてこれを処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 11 条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 12 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定めるものとする。

(決算)

第 13 条 この法人の収支決算は、年度終了後 2 箇月以内にその年度の財産目録及び事業報告書並びに財産増減理由書とともに監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(余剰金)

第 14 条 この法人の決算に余剰金があるときは、これを翌年度に繰越するものとする。ただし、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に繰入れすることができる。

(義務の負担等)

第 15 条 収支予算で定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしよう

とするときは、理事会の議決を経、かつ主務官庁の承認を受けなければならない。

借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)についても同様とする。

(会計年度)

第 16 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員及び職員

(役員の種類別)

第 17 条 この法人には次の役員を置く。

理 事 12 名(うち会長 1 名、副会長 3 名)

監 事 2 名

(役員を選任)

第 18 条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、会長及び副会長は理事の互選による。

第 19 条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務権限)

第 20 条 理事は理事会を組織し、会務の執行を決定する。

第 21 条 会長はこの法人を代表し、会務を統轄する。

第 22 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第 23 条 監事は、民法第 59 条の職務を行う。監事は理事会に出席することができる。

第 24 条 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ理事会の議決を得て定めた理事が会長の職務を代行する。

(役員任期)

第 25 条 この法人の役員任期は 2 年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

3. 役員辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 26 条 役員で、この法人の役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会においては理事、評議員会においては評議員の現在数の 3 分の 2 以上の同意により解任することができる。

(役員報酬)

第 27 条 役員は無給とする。

(評議員)

第 28 条 この法人には、評議員若干名を置く。

(評議員の委嘱及び任期)

第 29 条 評議員は、理事会の議決により会長がこれを委嘱する。評議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(評議員の職務)

第 30 条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか理事会の諮問に応じ会長に対し必要とみとめる事項について助言する。

(職 員)

第 31 条 この法人の事務を処理するため職員を置くことができる。

2. 職員は会長が任免する。
3. 職員は有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の議決事項)

第 32 条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 評議会に附議する事項
- (3) 加入申込みのあった社会福祉法人等の認定
- (4) 運営規則の制定及び改廃
- (5) 諸規定(運営規則を除く)制定及び改廃
- (6) その他この法人の運営に関する重要事項

(招 集)

第 33 条 理事会は、毎年 2 回開催し会長がこれを招集する。ただし、会長が特に必要と認めるとき又は理事現在数の 3 分の 2 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長はすみやかに臨時に理事会を招集しなければならない。

2. 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示しあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

(議 決)

第 36 条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数の同意をもって表決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第 37 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理者に議決権を委任することができる。この場合、前 2 条の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、出席理事のなかからその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が議長とともに署名しなければならない。

(評議員会)

第 39 条 評議員会には、この寄附行為に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を附議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 不動産の買入れ又は基本財産の処分
- (3) その他この法人の業務に関する重要事項で会長が必要と認める事項

2. 第 33 条から第 38 条までの規定は評議員会にこれを準用する。この場合において「理事会」とあるは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 40 条 この寄附行為は、理事会においては理事、評議員会においては、評議員の現在数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 41 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会においては理事、評議員会においては評議員の現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ主

務官庁の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 42 条 この法人が解散したときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ主務官庁の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ公益事業団体に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(委 任)

第 43 条 この寄附行為施行に関し必要な事項は運営規則及び運営細則で定める。

附 則

1. この寄附行為は、主務官庁の設立許可のあった日から施行し、第 4 条第 1 号の規定は、昭和 44 年 3 月 31 日までに納付金を納めた社会福祉法人等については、昭和 43 年度に納付金を納めたものとみなしてこれを適用する。
2. この法人の設立初年度における事業計画及び収支予算並びに諸規程の制定は第 12 条、第 32 条の規定にかかわらず設立発起人会の定めるところによる。
3. この法人の設立当初の理事及び監事は第 18 条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は第 25 条の規定にかかわらず、昭和 45 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の評議員は第 29 条の規定にかかわらず、設立発起人会の議決により会長がこれを委嘱し、その任期は昭和 45 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の会計年度は第 16 条の規定にかかわらず、昭和 44 年 3 月 31 日までとする。